

2.13 エストニア

2.13.1 概要

人口は約 132 万人（2019 年）、面積は約 4.5 万 平方キロメートルで日本の約 9 分の 1 である¹³⁸。

バルト海のフィンランド湾とリガ湾に臨み、国土の大部分は平均標高 50m の低平地である。北部の平野部には氷河堆積物がみられ土壌の発達が悪く、中部は低湿地で沼沢地が多い¹³⁹。主要農産物はじゃがいも、大麦、干し草である。牛乳や豚肉の生産を中心とした畜産も重要である¹⁴⁰。林業の歴史は古く、タリンを中心として木材加工の拠点がある。



1 経営体当たりの平均経営面積は 59.6ha（2016 年）である¹⁴¹。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.7%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	エストニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	307	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	8	2.7	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からエストニアへの輸出額が約 25 万 US ドルであるのに対し、エストニアから日本への輸入額は約 4,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、ビール、発酵酒（ワイン除く）であり、エストニアからの輸入上位品目は木製建具及び建築用木工品、製材、溝加工木材である。

¹³⁸ 外務省「エストニア共和国（Republic of Estonia）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html>

¹³⁹ 「世界各国データファイル エストニア」『地理』49(7) (通号 587) 2004-07 p.123-124

¹⁴⁰ Britannica「Estonia」 <https://www.britannica.com/place/Estonia>

¹⁴¹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Estonia」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-ee_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→エストニア)	輸入 (エストニア→日本)	日本の収支
総額	188	137	51
農林水産物	0.3	47	▲47
農林水産物のシェア	0.1	34.4	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→エストニア（単位：万 US ドル%） 輸入：エストニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	10.0	39.3	木製建具及び 建築用木工品	2,760.8	58.6
ビール	8.0	31.6	製材	1,520.3	32.3
発酵酒(ワイン除く)	4.4	17.5	溝加工木材	216.1	4.6
清涼飲料水	0.9	3.6	酵母	70.2	1.5
ベビーフード等	0.6	2.3	合板用単板	45.1	1.0
総額	25.4	100.0	総額	4,713.2	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、エストニア語で Kaitstud päritolunimetus、地理的表示保護（PGI）は Kaitstud geograafiline tähis と呼ぶ。2020 年 12 月現在、エストニアは 1 件の PGI（チーズ）を申請中で、登録済みの農産品・食品はない。

なお、エストニアではこれらの EU の制度下での GI のほかに、「Riiklik geograafiliste tähiste register」（地理的表示の国内登録：以下「国内 GI」）の制度があり、国内法に基づいてミネラルウォーター、チーズ、ワインが計 6 件登録されている¹⁴²。

¹⁴² <https://pta.agri.ee/geograafiliste-tahiste-kaitse#eesti-geograafilise->

2.13.2 GI 監視スキーム¹⁴³

エストニアでは地方省傘下の農業食品委員会¹⁴⁴が GI 関連政策を所掌する。なお、国内 GI の登録は、特許庁に申請する¹⁴⁵。

中央政府

機関名	住所	連絡先
地方省 (Ministry of Rural Affairs) 農業食品委員会 (Agriculture and Food Board : Põllumajandus- ja Toiduamet)	Väike-Paala 3, 11415 Tallinn	Tel. 00372 6051710 Email: pta@pta.agri.ee Website: https://pta.agri.ee/

食品委員会ウェブサイト¹⁴⁶

エストニア地理的表示保護法 (EGIPA) は、国家の監督による GI の法的保護を保証しており、EGIPA 第 19 条によると、国家の監督は農業食品委員会 (以下「食品委員会」と消費者保護・技術規制局 (以下、「消費者局」) によって行われる。前者は GI の生産段階を監視し、後者は小売レベルでの GI の使用を監視する。

GI 監視当局

機関名	住所	連絡先
農業食品委員会 (Agriculture and Food Board : Põllumajandus- ja Toiduamet)	Väike-Paala 3, 11415 Tallinn	Tel. +372 605 1710 Email: pta@pta.agri.ee Website: https://pta.agri.ee/
消費者保護・技術規制局 (Consumer Protection and Technical Regulatory Authority : Tarbijakaitse ja Tehnilise Järelevalve Amet)	Endla 10a, 10122 Tallinn	Tel. +372 667 2001 Email: info@ttja.ee Website: https://www.ttja.ee/en

現地事務所回答および各ウェブサイト¹⁴⁷

食品委員会と消費者局は、独自に定期検査を実施し、第三者から侵害に関する情報を得た場合にはいつでも対応し、法に規定された国家監督措置 (尋問、文書の要求、動産の検査、敷地内への立ち入り、動産の保管場所への持ち出し) や行政処分を適用する。

EU Food Fraud Network の担当窓口は、食品委員会である¹⁴⁸。

¹⁴³ 現地法律事務所回答より。

¹⁴⁴ 欧州委員会によると、エストニアの GI 監視当局は家畜・食品委員会であるが、2021 年 1 月に組織改編され農業食品委員会となった。 <https://www.agri.ee/en/establishment-agriculture-and-food-board>

¹⁴⁵ <https://pta.agri.ee/geograafiliste-tahiste-kaitse#eesti-geograafilise->

¹⁴⁶ <https://pta.agri.ee/ametist-uudised-ja-kontaktid/kontakt/koik-kontaktandmed>

¹⁴⁷ 食品委員会 (前掲)、消費者局 : <https://www.ttja.ee/en/contact>

¹⁴⁸ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.13.3 GI 侵害の事例

エストニアでの GI 侵害に関する裁判例等の公開情報はない。現地法律事務所によると、グルジア国家知的財産センター（Sakpatenti）を支援し、ラトビア企業 Park MV SIA とエストニア企業 Global Wine House OÜ に対して、グルジアの GI である「KINDZMARauli」と「KHVANCHKARA」の使用の差止請求を行ったことはあるという。原告となった 2 社は、グルジア国家知的財産センターが保有する GI と同一のエストニア国内商標を登録して使用していた。交渉の結果、2 社はグルジアの GI 名称の使用を停止し、エストニア国内の商標登録を削除した。この事例は、エストニアにおける外国の GI 保護が可能であることを示している。

2.13.4 对抗手段¹⁴⁹

エストニアでは、GI 侵害への対抗手段として行政手続きと民事訴訟の 2 つの方法がある。行政手続きは監視当局が独自に行うほか、一般からの通報をもに行う場合がある。申立ては誰でも可能であるが、消費者局では、まずは問題の事業者と交渉し解決できない場合に当局に申し立てるように指示している。電子メール、郵送、電話、またはエストニアの ID カード保有者であればウェブサイトからの電子申請も可能である。行政手続きのための申請様式はなく、エストニア語での記入、署名が必須である。侵害の内容をできるだけ詳細に説明し、利用可能な証拠とともに、請求者の正当な地位を証明するものを提出することが推奨される。

民事手続きについては、エストニア商標法により、利害関係者が裁判所に対して GI の不正使用の停止措置を求めることも可能である。また、EGIPA 法第 45 条に基づき、民事訴訟による損害賠償請求も可能であり、GI 権利者は、行政手続きの実施のいかににかかわらず民事訴訟を進めることができる。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

エストニアにおける GI 侵害の窓口は、農業食品委員会または消費者保護・技術規制局

農業食品委員会

消費者保護・技術規制局

Tel. +372 605 1710

Tel. +372 667 2001

Email: pta@pta.agri.ee

Email: info@ttja.ee

Website: <https://pta.agri.ee/>

Website: <https://www.ttja.ee/en>

連絡方法

上記のメールまたは電話で詳細な情報を提供。消費者局は「名前と連絡先情報、苦情の日付、製品またはサービスの欠陥、および推奨される解決策」を含めるようにしている。

保護のしくみ

侵害通報を受けるといずれの監視当局も検査を行い、販売の一時差し止めを命じる場合がある。商標法に基づく民事訴訟も可能。また、刑事罰の対象となる場合もある。

¹⁴⁹ 現地法律事務所回答より。

2.13.5 関連法令

GI 根拠法令

EU の GI や国際協定の対象となる GI は、EU の関連法規に基づいて保護されている。

- The Estonian Geographical Indication Protection Act（エストニア地理的表示保護法（EGIPA））¹⁵⁰

行政の取り締まりを規定する法律

- Law Enforcement Act（法律施行法）¹⁵¹
- Administrative Procedure Act（行政手続法）¹⁵²

民事手続きを規定する法律

- Estonian Trademark Act¹⁵³（商標法）
- Estonian Consumer Protection Act¹⁵⁴（消費者保護法）

刑事手続きを規定する法律

- Penal Code¹⁵⁵（刑法）第 226 条 9 項

2.13.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

国内での食品の認証制度としては、国産であることを示すつばめマークと、高品質な食品であることを示すクローバーマークがあり、農商工会議所が運営している。つばめマークは、主原料がエストニア産 100% で、感覚（味・におい等）の品質評価試験に合格した製品に付与される。申請できるカテゴリには野菜、ソース、蜂蜜、ジャム、レトルト食品、乳幼児向け食品、ハーブティー、ノンアルコール飲料、アルコール飲料、魚製品、肉・卵製品、乳製品、パン・菓子、シリアルがあり、それぞれのカテゴリで専門家がブラインドテストを行って評価する¹⁵⁶。クローバーマークは同様の品質評価試験に合格した EU 域内産の食品に付与される¹⁵⁷。

¹⁵⁰ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/502042019005/consolide>

¹⁵¹ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/508052020005/consolide>

¹⁵² <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/527032019002/consolide>

¹⁵³ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/528032019001/consolide>

¹⁵⁴ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/504122020003/consolide>

¹⁵⁵ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/515072020011/consolide>

¹⁵⁶ <https://epkk.ee/paasukesemargi-taotlemine/>

¹⁵⁷ <https://epkk.ee/tunnustatud-maitse-ehk-ristikumark/>